

漁船リース契約内容のご説明

お客様へ

一般社団法人 水産業構造改革サポート

1 転リース契約の目的

- ・ このリース契約は、「浜の活力再生広域プラン」で中核的漁業者に指定された方を対象としており、リース事業者からお客様が選定された漁船を当法人が借り受けて、当法人がお客様に当該漁船を貸し付ける契約です。お客様とリース事業者の間に当法人が介在しお客様と契約するので転リース契約といえます。
- ・ リース債務が完済し、処分制限期間を経過すれば、漁船はお客様に無償譲渡されます。
- ・ 漁船の購入代金は、リース事業者（漁協や漁連等）が支払いますが、お客様が受け取る補助金と、お客様の代わりにリース事業者が金融機関から借り入れた資金が充てられます。
- ・ したがって、お客様が負担するこのリース契約の債務の総額は、リース事業者がお客様に代わって行った借入金債務の総額および漁船購入にかかる諸費用の合計額になります。
- ・ 漁船リース事業の規模が大きくなるに伴い、リース事業者の事務量も大きくなります。このため、同事業にかかる事務については、お客様とリース事業者との間に当法人が入り包括的に行うことにしています。

2 漁船リース契約書（A）について

(1) 主要な条項

第4条（前払リース料）

漁船の引渡前に、お客様がリース事業者に支払うお金のことを前払リース料といえます。漁船の引渡前には、お客様にリース料の支払い義務が発生することはありませんが、リース事業者が漁船購入代金を支払うために、お客様が一部を負担することがあります。この場合、リース事業者はお客様から受け取ったお金を前払リース料として処理します。

なお、前払リース料は、あらかじめリース料支払期日の最終回から充当しますので、その分、お客様のリース料の支払は少なくなります。

第9条（損害保険）

漁船が破損した場合に備えて、リース事業者を被保険者とする漁船保険に加入していただきます。お客様は漁船保険の契約者となり、保険料はお客様にお支払いいただきます。

第13条（費用負担）

漁船の法定耐用年数以内に、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を中止した場合は、補助金の返還請求を受けることとなります。このため、リース期間は法定耐用年数を超えるように設定してあります。

万一、補助金の返還請求を受けたときは、お客様にお支払いいただきます。

第20条（期限の利益の喪失）

リース料の支払いを怠られるなどの期限の利益喪失条項に該当する事由が発生し、当法人がリース料の一括支払いを請求したときは、残存するリース債務等の全額をお支払いいただくこととなります。

第 21 条（契約解除、清算）

リース契約が解除された場合は、お客様は漁船をリース事業者に返却し、残存する債務の総額（補助金返還請求がある場合はその額を含む）を一括でお支払いいただきます。その場合、リース事業者は、返却された漁船の価値を算定し、規定損害金を差し引いた金額をお客様にお返しいたします。ただし、お客様が実際にお支払いいただいた規程損害金に相当する以上の金額は返却いたしません。 団体信用厚生共済に加入されているお客様については、共済事故が発生したときは、共済金の支払いによりリース債務が完済となります。この場合、特約条項については、相続人に承継されますので、漁船は相続人に無償譲渡されます。なお、法定耐用年数以内にリース契約が解除されたときは補助金の返還請求をうけますので、これは相続人にお支払いいただきます。

(2) ご留意事項

本件リース事業は、事業実施計画の承認を経た上で行われるものであり、その計画概要を前提に契約が締結されますが、事務的な流れから、リース期間等は、金融機関からリース事業者への貸出実行後に確定するため、契約締結時点では未記載となり、確定後に、契約要目表やリース物件の転貸借に関する覚書に記載することとなります。

項番 1 記載のとおり、お客様が負担するリース契約の債務総額には、リース事業者が行った借入の元金、ならびに付随する利息・保証料の総額が含まれます。利息・保証料も、金融機関からリース事業者への貸出実行後に確定しますので、確定後にリース事業者がリース料計算書および利息・保証料計算書を作成、お客様にお渡しします。

3 覚書の主要な条項について

この覚書は、お客様と当法人、当法人とリース事業者との 2 つのリース契約の各条項を確実に履行するため、3 者間で確認しておくべき主要事項およびリース事業者が実質的な管理を担うことを確認するための読み替えを行うために締結するものです。

第 3 条（乙の債務）

当法人の債務を定めた条文です。お客様から当法人にリース料の支払いがなければ、当法人はリース事業者にリース料を支払う義務はありませんので、お客様からリース料のお支払いがないとリース事業者は借入金の返済が延滞します。このような場合、お客様が所属する漁協、県漁連、信漁連等の J F グループが、お客様の経営改善計画の策定指導・経営管理・経営継続に向けた支援を行うことが決まり、当法人が支援の妥当性を評価したうえで、当法人は 1 回を限りに 1 年間で限度として、お客様のリース料をリース事業者に立替払いします。

漁船を売却することになったときは、漁船売却代金はお客様が負担する一切の債務に充当されます。なお、お客様のリース料等の支払不能が法務上、税務上確定し、残存リース料がある場合は、その取扱いを当法人とリース事業者の間で協議します。

第 10 条（漁業共済等の加入）

漁業を取り巻く厳しい経営環境に備えて、お客様の経営を支える漁業共済、積立ぶらす、漁業経営セーフティーネットに加入していただきます。

第 11 条（団体信用厚生共済への加入・共済金の取扱い）

お客様に万一の場合があったときのために、団体信用厚生共済に加入していただきます。

4 資金決済日について

- ・ リース料、利息・保証料は、お客様の預金口座から支払月の12日（休日の場合は翌営業日）に口座振替いたします。その際は、手数料1回あたり150円（税抜き）をご負担いただきます。なお、口座振替ができないお客様につきましては、当法人の預金口座にお振込いただきます。その際は、振込手数料はお客様のご負担となります。
- ・ 団体信用厚生共済の掛金は、毎年、3月12日および9月12日の2回払いとし、その他については前段と同様の取り扱いといたします。

以 上

お問合せ先

一般社団法人 水産業構造改革サポート

〒101-0047 東京都千代田区内神田三丁目2番8号 いちご内神田ビル8階

TEL:03-6260-7507 Fax:03-6260-7508